## 令和元年 第2回士幌町議会定例会

1 議事日程第2号 6月13日(木曜日)午前10時 開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号 2 一般質問

1 清水 秀雄 議員

国保税の均等割を廃止することについて

日程番号3 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につ

いて

日程番号4 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程番号 5 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程番号6 議案第4号 土幌町町税条例の一部を改正する条例案

日程番号7 議案第5号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程番号8 議案第6号 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

日程番号 9 議案第7号 士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号10 議案第8号 辺地総合整備計画の策定について

2 出席議員(12名)

1番 加藤 宏一 2番 河口 和吉 3番 大西 米明 5番 伊藤 健蔵

6番 清水 秀雄 7番 牧野 圭司 8番 曽我 弘美 9番 中村 貢

10番 森本 真隆 11番 大野 明 12番 矢坂 賢哉 13番 秋間 紘一

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文

代表監查委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 高木 康弘

総務企画課長 石垣 好典 会計管理者 三島 重浩

町民課長 藤内 和三 保健福祉課長 堀江 菜穂子

健康介護担当課長 三島 裕子 産業振興課長 亀野 倫生

建設課長 増田 優治 施設担当課長 田中 敏博

道路維持担当課長 佐藤 英明 子ども課長(兼) 高木 康弘

特老施設長 佐藤 慶岩 病院事務長 土屋 仁志

消防課長 土屋 政勝

ほか、関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

教育課長 藤村 延 給食センター所長 齋藤 英雄

高校事務長 上野 清子

ほか、関係職員

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 角田 淳二

ほか、関係職員

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 宇佐見 和重

9 会議録

1

2

会議の経過

(午前10時00分)

秋間議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、 大西米明議員及び5番、伊藤健蔵議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

質問順位1番、清水秀雄議員。

清水議員

私は、町長に国保税の均等割を廃止することについて伺います。

国保税は、応能割と応益割によって算定されますが、所得階層別に 負担率を見ると、低所得世帯には保険税の減免制度が適用されるとは いえ、苛酷なものとなっています。その大きな原因が国保にしかない 均等割と平等割という仕組みであります。応益割は、加入者の負担能 力が考慮されないため、低所得世帯ほど重い負担となる仕組みであり ます。均等割を廃止して、低所得世帯や家族の多い世帯の負担軽減を 求めるものであります。高過ぎる国保税を協会けんぽの保険料並みに 引き下げを求めて全国の知事会、全国市長会、全国町村会などの地方 団体は1兆円の公費投入を求めています。2019年度から国保の都道府 県単位化が進められ、国保税の増税も予想されるなど、町長はどのよ うに対処されるのかも含めて所見を伺います。

秋間議長 小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

国民健康保険税の算定方法については、法律に定めがあり、4方式、3方式、2方式の3つの方式を選択することが可能となっております。現在本町では、平成30年度の国保都道府県化に伴い、それまでの4方式から北海道が標準的な保険料の算定方式として選択している所得割、均等割、平等割の3方式に変更したところであります。

まず、清水議員から質問ありました均等割の廃止については、現行の法律のもとで定めのある2方式が所得割と均等割の方式であることから、均等割を廃止することは現行法では不可能であります。また、先ほど説明しましたが、財政運営主体である北海道が定めている標準方式が3方式であり、道内では4方式を選択している保険者も一定程度存在することから、現行の運営方針に記載はありませんが、標準保険料率を可能な限り統一に近づけるとともに、その後に統一保険料率を目指す上でも、まずは道内で3方式に統一すべく協議が進められていくものと考えているところであります。

全国町村会では、昨年国への要望として、医療保険制度の安定運営の確保を訴え、国民皆保険制度を堅持するために公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化することを求めております。それまで国民健康保険制度の安定運営の確保として基盤強化を図ることも要望しているところであります。今後も国の動きを注視しつつ、北海道を初め道内各保険者と検討課題を協議し、道内の統一化を視野に入れつつ、本町での急激な保険税の増加を招かないよう国保運営を図ってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長 清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

なぜ私が国保税の均等割の廃止を求めたのか。それは、高過ぎる国 保税が国保税にしかない均等割、平等割によって所得の有無、高い、 低いに関係なく負担額が算定され、課税されることによって生活や健 康、はたまた命までもが脅かされかねない実態があるからであります。

そこで、具体的に伺います。 4人世帯、両親、子供 2人、年収400万円、所得266万円、国保税は本町の場合41万5,300円、これに間違いありませんか。

秋間議長

町長、答弁求めます。

小林町長

担当の町民課長のほうからお答えさせていただきます。

秋間議長

町民課長。

藤内町民

町民課長、藤内のほうからお答えさせていただきます。

課 長

清水議員の今言われた4人世帯、所得400万ということで計算した 場合、本町の保険料は41万5,300円で、両親40歳以上の場合41万5,300 円になります。

秋間議長

再質問あれば許します。清水議員。

清水議員

ただいま本町の場合の4人世帯、両親、子供2人、所得で266万円、

国保税が41万5,300円、所得率でいいますと15.7%の比率になります。 私は、協会けんぽと比較していかにも高過ぎるということを指摘しま した。協会けんぽの場合、保険料は同じ世帯で計算して22万8,200円 です。本人の負担分、いわゆる所得に占める割合は8.6%であります。 これを町長は高いと判断されますか、これは応分の負担だというふう に判断されますか。

秋間議長

町長、答弁求めます。

小林町長

高いか低いかということはあるのだと思うのですけれども、ただ協会けんぽと、それから国保の場合を比べると加入者の所得状況というのですか、例えば国保の場合ですと無職であるとか非正規職員が8割ぐらいいるということと、そうすると全体的に所得が低いということになれば、割合として運営するためにそれは高くなるというのはそういう理屈なのだろうと。協会けんぽからすると、やっぱり高くなるという、そういう加入の状況からいけば高くなるという状況になっているのだと思います。

秋間議長

再質問あれば許します。6番、清水議員。

清水議員

今町長がおっしゃっているように、高いということはお認めになりました。高いがゆえに、先ほど私申し上げました。どんなふうにそれぞれの世帯にそれがのしかかってくるのかということです。国保税の収納状況について伺います。2017年度決算では329万4,300円の未収額が計上されています。2013年以降5年間の収納状況について滞納件数と金額について伺います。

秋間議長

町長、答弁求めます。

小林町長

担当の町民課長のほうからお答えさせていただきます。

秋間議長

町民課長。

藤内町民

町民課長、藤内よりお答えします。

課 長

未収金のほうなのですけれども、2013年で183万3,164円、2014年で131万5,300円、2015年で209万4,600円、2016年で248万5,697円となっております。

以上です。

秋間議長

再質問あれば許します。清水議員。

清水議員

今お伺いしたように、2013年から2014年にかけて、これは件数でいいますと19件あったのです。2014年には21件あります。2015年には20件、2016年には27件、だんだん収納状況が悪くなっていっています。2017年には41件で329万4、300円という収納状況になっています。こういう収納状況があらわれているというのは、この数字見てもおわかりのように、41件で329万4、300円ですから、国保税の税額は、逆に言いますと所得の高い人の収納状況が悪いということではなくて、低所得階層の収納状況が悪いということがわかると思います。そういう状況に対して、やはり何らかの対策が必要だと思うのです。

なぜこのような国保税の収納状況になっているのか、国保加入者の問題です。問題というよりも、加入者の実態を見ていく必要があると思うのです。国保加入者は、75歳までの高齢者、失業者、非正規労働者など低所得階層が多く、加入者の4割が無職というふうに言われております。本町の場合そこまではちょっと私も調査できませんでしたが、そうした世帯に均等割、平等割を課税している保険料算定の仕組みが国保税を引き上げる要因になっているというふうに思うのです。安心して医療を受けられるための国保税がなぜ払えないほど高く、家計を苦しめるのか。その最大の原因は、国がかつて45%だった医療費に対する国庫負担率を30%まで引き下げた結果なのです。これはお認めになりますか。

秋間議長 小林町長

町長、答弁求めます。

今言われたように、加入者の状況というのですか、無職であるとか非正規職員、8割くらいが無職者あるいは非正規者ということになると、今言われているような均等割をどうするかという以前に制度としてどうなるかということでありますから、そこは私どもも地方公共団体が求めているように国が財政負担をしていくということが一つの解決する大きな要因でなかろうかというふうに思っているところであります。

秋間議長 清水議員

再質問あれば許します。6番、清水議員。

本町の国保税に対しての軽減措置、いわゆる7、5、2の軽減措置があるのですが、賦課件数は1,114件、7、5、2の軽減措置を受けている件数が490件、これは平成30年ですから、2018年度です。今年度は496件ということだそうであります。こういう軽減措置を受けても、先ほどから指摘していますように、なおかつ国保税が高過ぎて払えない。収納状況であらわれている未納件数だけではなくて、国保税を払って、そのことによって、私冒頭に申し上げましたけれども、本当に生活がどん底の生活を強いられる。病院に行くのもお金を考えたらためらわれる。そういう状況を生んでいるのではないかというふうに思うのです。

だからこそ、高過ぎる国保税を引き下げるために、何が大きな原因かといいますと、繰り返しになりますけれども、均等割と平等割という、いわゆる応益割なのです。応益割があるがゆえに高くなっている。協会けんぽは、この応益割がないということなのです。ですから、町長は、同じ町民でありながら、協会けんぽ加入者は先ほども申し上げました。安い保険料負担で済んでいる。国保加入者は、高い保険料に苦しめられている。この実態を見て何とかしなければならないとはお思いになりませんか。私は、それがゆえに国保税の均等割を、いわゆる応益割を廃止したらどうですかと。特に均等割は、昔の古代から言われている人頭税に等しいと言われているのです。頭数で課税した。

人頭税に等しいやり方だという批判もあります。こういった批判の中での課税のあり方、不公平感をなくすためにも均等割を廃止するという考えには立てませんか。

町長は、冒頭3方式にしたので、均等割を廃止することは不可能だと断定的におっしゃいました。しかし、自治体によっては、全面的にではありませんが、均等割を廃止する努力をしている自治体もあります。そういう点で、町長は今私が言いましたように、断定的にそれは無理だと、法律的に無理だとおっしゃいましたけれども、もう一度お考えをお尋ねします。

秋間議長 小林町長 町長、答弁求めます。

これは、清水さんのところの党で出している資料でも、資産割、平等割については自治体の裁量で変えられるけれども、均等割は法律で定めているから、これは徴収せざるを得ないというふうに書いてあるわけですから、そこは先ほどお答えしたように、今の法律、現行法の中では無理だということを言ったのはそのことを申し上げたのでございまして、ただ制度的に国に対してもう少し改正の中で要求していくかどうかということは、それは同じですけれども、今の中でしたら町で均等割を廃止するようにできるかどうかということについては、それはちょっと無理だという私の見解であります。

それから、全体的にいろいろ高過ぎるというような、ほかの健保との関係も含めてありましたけれども、全体的にいって国保の加入者の実態からいけば、やっぱり高いということがあるのだと思うのですけれども、ただそこは言われたように軽減措置だとかといろいろやっているのでありますけれども、それらも踏まえて、もう少し納めやすい、納められるという状況をどうするかということについては私ども今後の国保運営の中で検討していかなければならないし、それから先ほどありました未納があるということについてももう少し、本当に納められないのかどうかということもありますし、未納の中には本当に納められないという場合もあるし、納税者意識という、そういう面が原因しているというごとについてはもう少しよく検討してみたいと思うし、私ども組織の中には収納率検討委員会という、副町長、関係職員でそういう組織をしているのでありますけれども、その中でも十分に今後検討させていただきたいと思います。

秋間議長 清水議員

再質問あれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から、もう少し検討させていただきたいというお答えをいただきましたが、そこで法律的には無理だというふうにおっしゃいましたよね。しかし、それは自治体は一定のそういう自治権があります。首長がそれだけの権限持って統治しているわけですから、そういう点では町長がどのような判断をするかということによって町民の

生活が左右されます。これは事実です。今論議しております国保税を下げるかどうかということも、それは町民生活を左右することになります。先ほども私冒頭に申し上げました。冒頭ではないですね、途中で、自治体によっては均等割を廃止している、減免しているという自治体があります。減免自治体は、全国的には25自治体あります。ですから、法律的には無理なのではなくて、法律でそれに従わなければならないという強制ではないのです、国保税の場合は。そういう状態で国保税を減免している。子供に対しての国保税を減免している自治体があります。町民全体とは言いません。子育て世代に対して均等割を減免する、免除する。そういうことは考えられませんか。

秋間議長 小林町長

町長、答弁求めます。

先ほど言いましたように、均等割というのは法律事項ですから、それは難しいというか、現行法の中では無理だというお話ししたのですけれども、国保税全体をもう少し軽減するだとかなんとかということは検討の余地あるのでありますけれども、具体的に均等割をどうするかということについては、それは法律事項ですから無理だというふうにお聞きしたのですけれども、ただ、今清水議員のおっしゃるように、全国的に自治体があるというのであれば、それについてはどういうふうにしているのかというのはちょっと私ども調べてはみたいと思います。できれば、具体的な自治体名がわかれば教えていただきたいと思いますけれども。

秋間議長 清水議員

再質問あれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長からは検討させていただきたいというお答えがありました。

ある自治体の例を申し上げます。これは、自治体の首長がこう言っています。協会けんぽと国保税を比べると、同じような収入であっても国保税の負担に格差、不公平感がある。その部分を自治体が負担し、緩和するのが子供の均等割の減免だと、こうおっしゃって、自治体によって当然さまざまな子育で支援策があると、ここの自治体ではそれを中途半端な形ではなく全額負担する形で子育で環境をつくるということだと。全額減免を途中でやめるつもりはないと。国の制度が変われば独自にやらなくてもいいわけですから、不公平感をなくす、公平感を持てるような形にしていく。うちのまちはその先駆けになるということだということで、2019年度からです。今年度から18歳以下の子供の均等割減免を実施している自治体が25あるということです。私は、この自治体でも言われているように、18歳以下の子供の減免、子育て世代にとっては非常に大きな救いになると思います。これを検討されてはいかがでしょうか。それを伺って質問を終わります。

秋間議長

町長、答弁求めます。

小林町長

それは、制度で今は国保については都道府県化の中で進めているということで、何年かの中で平準化をしていくという動きの中でいろいろ変わっていくのだと思いますけれども、その動きを1つは見たいということとあわせて、清水議員が先ほどおっしゃったように、未納者がふえているということはやっぱり納めにくい環境にあるのかどうかということもありますけれども、そこは私どもよく分析して、検討してみたいと思いますし、また先ほど言ったように、今の状況で法律の中では均等割を免除するというのは無理だと私は思うのだけれども、その部分を例えば別な形で子育て支援策として補填をするという方法はあるのかもしれませんけれども、それは清水さんが言われた25自治体がどんなふうにやっているのかということも含めて検討してみたいと思いますし、それから先ほど言うように国保全体、健保と国保とあわせて実態についてもう少し私ども町として国保の保険料の状況を一度チェックをしてみたいなというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

秋間議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了します。

日程第3、議案第1号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、日程第4、議案第2号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、日程第5、議案第3号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、以上の3件を関連議案として一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

柴 田 町 長

ただいま議長のお許しがありましたので、議案第1号から第3号まで一括して提案理由についてご説明をいたします。

まず最初に、議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合 規約の変更について説明をいたします。

これは、加入団体の脱退に伴う関連箇所の規約改正でありまして、 地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであり ます。この組合につきましては、北海道町村議会議員等に対する公務 災害補償等に関する事務を共同処理をしている組合であります。

説明資料の5ページをお開きください。別表第1中、池北三町行政 事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北 空知葬斎組合が脱退したことにより、削除するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が議案第1号の説明であります。

続きまして、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に ついて説明をいたします。 これにつきましても議案第1号と同様の理由により、議会の議決を 求めるものであります。この組合につきましては、市町村の非常勤職 員等の公務上の災害に対する損害補償に関する事務を行う組合でござ います。

説明資料は7ページでございます。別表第1中、北空知葬斎組合、 日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合の脱退により削除 し、管内の欄中、団体の脱退により、団体数につきましても空知総合 振興局では33から32に1減に改めまして、同様に日高、十勝の各振興 局中の団体数も削除した分を記載のとおり改めるものでございます。 次の別表第2中も同様に、ただいま説明しました団体を削除するもの でございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。同じように総務 大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、議案第2号の説明といたします。

続きまして、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変 更について説明をいたします。

この議案につきましても議案第1号、第2号と同様の理由により、 議会の議決を求めるものであります。この組合は、市町村職員の退職 手当の支給事務を共同処理をする組合でございます。

説明資料は9ページでございます。別表中、北空知葬斎組合、日高 地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合を脱退により削るもの でございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。同様に総務大臣 の許可の日から施行するものであります。

以上、議案第1号から第3号までの説明といたしますこれから一括して質疑を行います。ありませんか。

(な し

質疑を終わり、一括して討論を行います。

(な し)

秋間議長 │ 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

秋間議長

秋間議長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決しました。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号「士幌町町税条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 町 長

議案第4号 士幌町町税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、地方税法の改正によるものでございます。 説明資料の14ページからは新旧対照表を載せてございますけれど も、11ページからの税制改正の要旨で説明をさせていただきます。

ここで、申しわけございませんけれども、説明資料の訂正をお願いしたいと思います。まず、11ページの後段、第2条の改正のところの2の給与所得者の扶養親族の申告のところの条例の欄が第36条の2となってございますけれども、その上も36条の2なのですけれども、2番目の36条の2を36条の3の2に訂正をお願いをしたいと思います。それと、もう一カ所、申しわけございません。13ページでございます。軽自動車税の改正内容欄のところの括弧内に非課税となるというふうになっているところですけれども、これをおおむね100分の75の軽減に訂正をお願いをいたします。申しわけございませんでした。

それでは、11ページに戻りまして、第1条による改正でございます。個人町民税の寄附金控除にかかわるものでございまして、ふるさと納税制度の見直しにより、寄附金の募集を適正に実施する団体に対し寄附をした場合に個人町民税の控除を受けられるもので、この寄附金の名称を特例控除対象寄附金とするものであります。(2)に記載されているように、返礼品の返礼割合が3割以下、返礼品を地場産品とすることとして、それを守らない団体についてはふるさと納税の対象外にできるようにしたものでございます。これにつきましては、6月1日以降に支出された寄附金から適用するものでございますが、この寄附金につきましても従来と同様ワンストップ特例の対象とすることとするものでございます。改正条文につきましては、第34条の7、附則第9条及び附則第9条の2の改正でございます。

次に、第2条でございます。まず、個人町民税で申告の関係でございます。1の町民税の申告、条例は第36条の2でございまして、これは町民税の申告に関する規定でございますけれども、町民税の申告書の記載事項の簡素化といたしまして、年末調整を受けた給与所得者が町民税の申告をする場合、年末調整を行った控除額の内訳を改めて記載をしなくてもいいとすることとしたものでございます。

2の給与所得者の扶養親族の申告、条例第36条の3の2でございま

6

すけれども、給与所得者の扶養親族等の申告に関するもので、給与所得者が単身児童扶養者である場合の申告者の記載事項を追加するものでございます。

3の公的年金等受給者の扶養親族の申告、これは条例第36条の3の3でございますけれども、公的年金受給者の扶養親族の申告に関するもので、先ほどと同様に公的年金等を受給する者が単身児童扶養者である場合に記載事項を追加をするものでございます。これら単身児童扶養者につきましては一定の所得以下であれば非課税となるもので、子供の貧困に対応するための措置を受けての改正でございます。

4の町民税に係る不申告、条例第36条の4では、これらの改正による条項のずれを改正をするもので、内容については変更ございません。これらの改正の時期につきましては、令和2年1月1日からとするものであります。

次に、軽自動車税にかかわる改正でございますけれども、まず環境性能割に関する税率の関係ですが、条例附則第15条の2でございます。令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に令和2年度の燃費基準のプラス10%を達成する軽自動車税を取得した場合、環境性能割の税率が1%軽減されるために、1%の課税と規定している軽自動車につきましては環境性能割が非課税となるものでございます。第15条の3では、環境性能割の非課税の特例、また環境性能割の減免の特例として第15条の3の2の3項を追加をいたします。附則第15条の3及び附則第15条の3の2の関係は、消費税が10%に改定された時点から道税の自動車取得税が廃止をされ、環境性能割が創設され、当分の間北海道により徴収がされるために、非課税の範囲、課税免除や減免などの環境性能割の賦課徴収の特例や非課税の特例などの規定も北海道と同じ規定とするため、北海道との協議により条文を改正をするものでございます。

次の2、税率の特例につきましては、附則第15条の6、第16条及び第16条の2の改正であります。附則第15条の6は、今年の10月1日から令和2年の9月30日までの間、環境性能割の税率を1%軽減をするものでございます。附則第16条は、特にグリーン化特例に関するものでありまして、さきの5月の臨時会において改正をいたしましたが、10月1日以降の平成29年分の一部改正の条例で削除となり、今回の改正で新たに追加をされるものでございます。次の附則第16条の2は、賦課徴収の特例についての規定を定めるものでございます。内容につきましては、従前と変更がございません。令和2年度、令和3年度の規定とするものでございます。

これらの改正の時期につきましては、令和元年10月1日からでございます。

次に、13ページに行きまして、第3条の改正でございますけれども、

個人町民税の非課税の範囲についての改正でありまして、先ほど第2条の改正で説明し、少し触れたところでございますけれども、単身児童扶養者のいるひとり親の所得が125万円以下の者について非課税とするものでございまして、第24条の改正でございます。下段の米印に記載をしてございますけれども、この非課税基準の所得の基準でありますけれども、平成30年度の税制改正で来年の1月1日からはこれが135万円となる予定でございます。

次の軽自動車税は、グリーン化特例についてで、令和3年度に新規取得した軽自動車の令和4年度の軽自動車税、同じく令和4年度に新規取得した令和5年度の軽自動車税で、どちらも電気自動車と天然ガス車に限ったものでございますけれども、その軽自動車税をおおむね100分の75を軽減するものでございます。附則第16条の改正でございます。これらの適用時期についてですけれども、令和3年1月1日からとするものでございます。

その他につきましては、引用条項や文言の改正でございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで11時まで休憩といたします。

> 午前10時48分 休憩 午前11時00分 再開

秋間議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

7

日程第7、議案第5号「士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 町 長

議案第5号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に ついて説明をいたします。

この改正につきましては、地方税法の改正によるものでございます。 説明資料は28ページから新旧対照表を載せてございますけれども、 27ページの税制改正の要旨で説明をさせていただきます。今回の改正 は、課税限度額と軽減の措置について改正をするもので、まず限度額 でありますけれども、医療分を3万円引き上げ、58万円から61万円とし、限度額の総額では93万円から96万円に引き上げるものであります。次に、軽減措置でございますけれども、5割軽減と2割軽減の世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を5割軽減では27万5,000円から28万円に5,000円、2割軽減では50万円から51万円に1万円の引き上げを行い、軽減基準を拡充を図るものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、施行期日は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

次の適用区分につきましては、この改正後の規定は令和元年度から 適用し、平成30年度分までにつきましては従前の例によるものとする ものでございます。

以上、議案第5号の説明といたします。

秋間議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(な し)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号「士幌町介護保険条例の一部を改正する条例 案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 町 長

議案第6号 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について 説明をいたします。

この改正につきましては、介護保険法施行令の改正によるものでご ざいます。

最初に、説明資料で説明をさせていただきます。31ページをお開きください。現在介護保険料は消費税による公費投入で低所得者の保険料の軽減が第1段階のみで実施されてございますけれども、10月からの消費税の引き上げにあわせ、さらに軽減強化を行うために第1段階から第3段階までの軽減について改正をするものでございます。なお、これについては令和2年度に完全実施される予定でございます。

第2条の2項では第1段階の軽減で3万2,940円を2万7,450円に、第3項では2段階で4万5,750円に、第4項では3段階の軽減で5万3,070円にそれぞれ改めるものであります。そのほかは、元号改正に合わせて令和の元号に改正するものでございます。

本日配付させていただきました別紙の介護保険の1号保険料の低所

8

得者軽減強化という資料がございますけれども、それをちょっとごら んいただきたいと思います。上の段で、現在一部公費を投入して軽減 を行っているところでございまして、これが①の第1段階、これを0. 5を0.45に今引き下げているところでございます。これが消費税導入 後、第1段階では0.45から最終的には0.3、第2段階では0.75から0.5、 第3段階では0.75から0.7に引き下げをするものでございますけれど も、この真ん中に点線の枠で囲ってございますけれども、これが本年 度の改正分でございます。第1段階では0.375、第2段階では0.625、 第3段階では0.725と引き下げの率の差の半分をやるものでございま して、今年は10月1日からの改正ということで6カ月分です。ですか ら、12分の6カ月、2分の1の引き下げをするものでございます。こ れによりまして、下の段に出ていますけれども、第1段階では今年は 2万7,450円、それから第2段階では4万5,750円、第3段階では5万 3,070円に引き下げをするものでございまして、それぞれ対象が、こ れは平成30年4月現在の人数でございますけれども、1段階では371 人、2段階では163人、3段階では161人に対してこの軽減が行われる ということで、合計で695人、大体被保険者の3分の1の方が引き下 げになるということでございます。

なお、完全実施されるわけですけれども、後の議会においてまた提 案をする予定となってございますので、ご了承をお願いしたいと思い ます。

附則でございます。施行期日でございますけれども、この条例は、 公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございま す。

次の2では経過措置についてでありますけれども、平成30年度以前 の保険料については、従前の例とするものでございます。

以上、議案第6号の説明といたします。

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号「士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とい たします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

9

秋間議長

秋間議長

秋間議長

柴  $\mathbf{H}$ 副町長

議案第7号 士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたしま す。

この改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、改正をするもので ございます。

説明資料32ページをお開きください。この10条は、放課後健全育成 事業に置く職員の資格等について規定をしているものですが、この職 員、支援員について今まで都道府県が行う研修を修了した者でありま したけれども、これを都道府県知事と政令指定都市が行う研修を修了 した者と基準を緩和するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条 例は、公布の日から施行するとするものでございます。

以上、議案第7号の説明といたします。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(1) (な

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(ts L)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号「辺地総合整備計画の変更について」を議題 といたします。

議案第8号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴  $\blacksquare$ 副町長

この議案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のため の財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項による下居辺辺地の 総合計画の変更について、同法第3条第1項の規定により、議会の議 決を求めるものでございます。

議案の17ページ、最後のページをごらんください。1の辺地の概況 ですけれども、字士幌の一部及び字下居辺、中心が字下居辺西2線13 4番地の10、辺地度点数は200点でございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情は、記載のとおりでござい

3の公共施設の整備計画ですけれども、平成30年度から平成34年度 までの5年間であります。表の整備の施設名、区分等については、括 弧内の数字が変更後の数字でございます。最初のワッカ美加登線の開 設事業につきましては、変更がございません。その下の産業の振興の

1 0

道路及びその下の道路については、事業費の変更でございます。最後の教育文化施設につきましては、スクールバス整備事業であります。 事業費の合計は5億4,895万円、財源内訳の特定財源は補助金等であります。一般財源は2億3,804万円で、このうち辺地債の予定額は2億3,710万円とそれぞれ変更するものでございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は14日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時12分)